

平成 27 年度第 1 回鴨川市介護保険運営協議会

1. 日時 平成 27 年 10 月 22 日（木）午後 1 時 30 分から

2. 場所 鴨川市総合保健福祉会館 2 階 研修室

3. 出席者

（委員 11 名）

榎本豊、奈良節子、酒井龍一、黒野秀樹、服部克巳、島津清修、川名延江、浦邊さち子、坂本洋一、井藤信子、和泉悟

（市 14 名）

長谷川孝夫市長、健康推進課 牛村隆一課長、福祉課 長谷川寛課長、
健康推進課 角田守課長補佐、福祉課 大久保孝雄課長補佐、
健康推進課 介護保険係 長幡祐自係長、速水毅副主査、久保正治主任主事、
保健予防係 山口隆司係長、山口恵子主査、
福祉総合相談センター 平川健司主査、影山光一主査、池田貴子主任技師
福祉課地域ささえあい係 佐久間奈津子係長

4. 会議

（1）開 会

（事務局 角田補佐）

皆様、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます、健康推進課の角田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会議に入ります前に、あらかじめご説明いたします。

本会議は会議の透明性を図るため、公開となっております。議事録を作成するにあたり、録音をさせていただき、内容はホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。次に、本日の流れのご説明、資料確認をさせていただきます。

（本日の流れの説明、資料確認）

（事務局 角田補佐）

本日、山田委員、伊藤委員、金井委員、佐々木委員の 4 名より欠席の報告があり、11 名の委員さんの出席をいただいております。介護保険条例施行規則第 52 条の規定により、本日は、過半数の委員さんが出席されておりますので、本協議会は成立をいたしました。よって、平成 27 年度第 1 回鴨川市介護保険運営協議会を開会いたします。

(2) 会長あいさつ

(事務局 角田補佐)

はじめに、榎本会長よりごあいさつをお願いいたします。

(榎本会長)

会長の榎本でございます。

本日はお忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本年は第6期の介護保険事業計画の初年度の年で、介護保険料基準額も改定され、極めて重要な年でございます。本日は、その事業推移についてなどの審議につきまして、皆様方からのご意見、ご提言をまとめさせていただきながら、保健福祉事業、介護保険事業の推進に寄与できればと考えておりますので、何とぞ、ご協力のほどをお願い申し上げます。

(3) 市長あいさつ

(事務局 角田補佐)

続きまして、長谷川市長から、ごあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

改めまして、こんにちは。大変お忙しいなか、介護保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。ただいま、榎本会長さんよりお話しがあったとおり介護保険料が決まったわけでございますけれど、最終的にはこの街に暮らす人たちがいつまでも健康で有意義に過ごせることが重要なわけでございます。市では、総合計画を策定中でございます。また、地方創成総合戦略では人口減少についてどのような対策を講じるべきか検討しているところでもございます。

総合計画については素案ができて、市民の皆様に対してパブリックコメントを実施しているところでございます。本市においては、3つの大きな柱を持って動いて参りたいと考えております。1つ目は、人口減少の歯止めをかけるために雇用の場の確保、2つ目としては新しい人の流れを作ること。そして、3つ目としては結婚・出産・子育てがしっかりとできる街、これらを推進して参りたいと考えております。本市にはこれらを支えるポテンシャルがあります。まず、首都圏に近いこと。先だって開催しました「キンメ祭り」にも7,000人ものお客様がいらっしゃいました。今後はキンメのブランド化というものも考えて参りたいと思います。また、今後開催される「棚田の夜祭り」にも多くのお客様がいらっしゃるものと思われます。こうした人の流れが人口減に歯止めをかけるものと思います。さらには、福祉医療がしっかりしている街であり、ロッテキャンプやサッカーも行われるほどスポーツ施設も充実しております。

本市は 34,000 人を切る人口でございますけれども、減少しても 32,000 人とどめたいと考えておりまして、様々な取組をして参りたいと考えております。現在、総合計画はパブリックコメントで市民の皆様からご意見を伺う段階でございますが、そのなかには介護保険や健康保険についても記載しているところでございます。委員の皆様にもぜひ目を通していただきましてご意見を頂戴できれば大変ありがたいと思っているところでございます。

昨年、介護保険料を設定させていただき、今年度スタートしたわけでございますが、推移については事務局からご説明させていただきます。本来であれば、介護保険についてのお話をさせていただくところですが、今回は私の思いについてお話しさせていただきました。今後も、ご出席いただいていた皆様方の忌憚のないご意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(4) 議件

(事務局 角田補佐)

それでは、議件に入ります。鴨川市介護保険条例施行規則第 52 条第 1 項の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、議長職を榎本会長にお願いし、進め参りたいと思います。それでは、榎本会長よろしく願いいたします。

(榎本議長)

改めまして、議長の榎本でございます。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それではここで、本会議の議事録署名人を指名させていただきます。黒野委員にお願いできますでしょうか。

(黒野委員 承諾)

(榎本議長)

それでは、次第に基づきまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況」を議題といたします。事務局から順次説明願います。

(事務局 長幡係長)

健康推進課の長幡です。よろしくお願いします。お手元の資料 1-1、1 ページ目をご覧ください。認定者数の推移でございます。平成 26 年度の認定者数は全体で 2,282 人。最も多いのは介護 1 の 544 名、続いて介護 2 の 414 名ということで、合わせて 4 割程度を占めております。認定者数は毎年約 5 ポイントずつ増加しています。

2 ページをご覧ください。こちらは認知症の人数になります。Ⅱ a 以上の方が 1,167 名と認定者数の 51.2%を占めています。また、65 歳以上の高齢者の割合では 9.5%となります。

続いて、3 ページ目をご覧ください。平成 27 年度の推移でございます。平成 26 年度と直近の平成 27 年 9 月を比較しますと、36 名の増加となっておりますが、ほぼ計画値どおり推移しているところです。4 ページ目以降は実際に介護を利用している方の人数になります。平成 27 年 9 月時点の合計をご覧ください。2,318 名のうち居宅のサービスを利用している方が 1,415 名、地域密着型サービスを利用している方が 109 名、施設に入所している方が 452 名という内訳でございます。全体で 85.2%の方が介護のサービスを受けているということでございます。また、介護度が高くなるにつれ、介護サービスを受ける割合も増えていることがわかるかと思います。

5 ページ目は居宅のサービスを受けている方の内訳になります。介護 1、介護 2 の方が多く、全体の約 5 割という状況です。6 ページ目をご覧ください。地域密着型サービスの利用者ですが、介護 3 が最も多く全体の 3 割程度を占めています。7 ページ目は、施設サービスの内訳でございます。介護老人福祉施設が 254 名と 55 名ほど増加していますが、こちらは主基地区に新しくオープンした特別養護老人ホーム南小町に入所した方が増加したものでございます。また、介護 3、4 の方が全体の 6 割を超えております。このように、介護度が重くなるにつれ、在宅から地域密着型、地域密着型から介護施設へと推移しているのがわかるかと思います。

9 ページ目以降は保険給付費の推移でございます。平成 26 年度は 3,660,667,680 円ということで、第 5 期計画の 3 年間はいずれも計画値内で推移したところでございます。また、ここ数年は認定者数と同様、給付費は毎年 5 ポイントずつ上昇しております。

10 ページ、11 ページは給付費の内訳でございます。給付費 3,660,667,680 円のうち 54.9%が居宅のサービス、地域密着が 9.6%、施設に入所している方が 35.5%でございます。続いて、居宅サービスの内訳でございますが、やはり鴨川市は医療機関が多いこともあり、通所リハビリが 18.6%と最も多く、続いて通所介護が 17.5%、訪問介護が 15.8%という状況でございます。続いて地域密着型サービスの内訳ですが、グループホームが最も多く 64.8%、続いて看護小規模多機能型施設が 20.2%、認知症対応型通所介護が 15.0%という状況です。続いて、施設の内訳ですが、介護老人福祉施設が 47.5%、介護老人保健施設が 21.3%、介護療養型が 31.2%という状況です。

続いて 12 ページをご覧ください。平成 27 年度の推移でございますが、5 ヶ月分の実績の平均値で年間の予定額を算出したところ、3,686,083,498 円でございます。計画値は 3,930,571,534 円でございますので、計画値に対する割合は 93.8%でございます。これから右肩上がりになると思いますが、概ね計画値どおり推移しております。

13 ページをご覧ください。介護給付費準備基金積立金の状況です。前回の会議の際に 166,500,000 円取り崩すと説明させていただきましたが、これは 27 年度から 3 年間かけ

て取り崩すものでございます。初年度は基金を積む年にあたりますので、212,138,864円と今までで最も多く積み立てることができております。2年目はほぼ収支が同じになり、3年目に取り崩すという形になります。

最後 14 ページをご覧ください。平成 27 年度において介護保険制度が大きく改正になりました。こちらの内容について説明させていただきます。まず、周知でございますが、平成 27 年 3 月 9 日から 6 月 29 日の間に 38 回実施しました。各地区社協、介護施設の職員、各地区サロン、民生委員の皆様に対して説明させていただきまして、延べ 1,022 名でした。また、広報かもがわや市ホームページにも掲載させていただきました。おかげさまで、大きな苦情や現場でのトラブルもなく推移したところでございます。

続いて、「介護保険料について」でございます。第 5 期で 6 段階だったものが第 6 期では 9 段階になったものでございます。第 5 期で最も人数が多いのは第 5 段階ですが、第 6 期では第 1 段階が最も多くなっております。これは、第 5 期の第 1 段階と第 2 段階が第 6 期の第 1 段階にまとまったためでございます。また、第 5 期の第 3 段階から第 6 段階までは段階がそれぞれ 2 つに分かれていますので、一概にどの段階が増加したかとは比較できないものでございます。続いて、「低所得者軽減について」でございますが、平成 27 年 4 月には第一弾として、1 段階の基準割合が 0.5 から 0.45 へ、金額にしますと 35,300 円が 31,800 円に軽減したところでございます。また、平成 29 年 4 月には、消費税 10%引き上げに伴い、市民税非課税世帯全体を対象として実施される予定です。第 1 段階が基準割合 0.3 で金額は 21,200 円、第 2 段階が 0.5 で 35,300 円、第 3 段階が 0.7 で 49,400 円でございます。続いて、「負担割合証について」でございます。平成 27 年 8 月 1 日から 1 年間、一定の所得以上の方、合計所得金額で 160 万円以上の方は介護サービスの利用が 2 割負担になるところでございます。10 月 1 日現在の鴨川市の状況は 1 割負担の方が 2,300 人、2 割負担の方が 137 人ということで認定者全体の 5 %程度の方が 2 割負担になっているところでございます。

続いて、「負担限度額認定証について」でございます。こちらは介護施設に入所もしくはショートステイを利用した際の食費と居住費の軽減制度についてでございます。今回の改正で要件が増えまして、本人の預貯金等の合計金額が 1,000 万円以下、夫婦で 2,000 万円以下であること。また、世帯が異なる配偶者についても住民税が非課税であることも要件に加わりました。その結果、昨年度よりも 98 人減少しまして、553 人の認定となったところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

(事務局 山口係長)

保健予防係の山口と申します。15 ページ「介護予防事業について」をご覧ください。健康づくりの推進と介護予防の推進について、今年度の実施状況の説明をさせていただきます。まず、健康づくりの推進ということで生活習慣病対策の充実、各種検診事業において、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診等を実施しております。6 月 17 日か

ら 7 月 6 日までこのふれあいセンターを会場として総合健診を実施しました。7 月 7 日と 8 日には胃・肺がんを実施しました。受診者数は 3,308 人。また、乳がん、子宮がんの集団検診については、すでに終了していますが、施設においては現在も実施中でありまして、芸能人のがん報道もあったことから申し込みが多くなっております。続いて、特定健康診査等事業でございます。40 歳から 74 歳の国民健康保険加入者を対象に 6 月から 10 月の期間で 2,600 人を予定しております。集団の特定健診は、6 月 17 日から 7 月 6 日までの 15 日間で、1,785 人でした。

16 ページをご覧ください。後期高齢者医療制度加入者を対象として、15 日実施しまして 526 人の受診者数でした。健康増進事業、からだすっきり教室ということで、65 歳未満の方を対象に健康づくりに関する講義や調理実習、運動実技などを実施しました。食育の推進につきまして、こちらは食生活改善推進員を養成するとともに、食生活改善協議会に委託し、バランスのとれた食事と運動習慣の定着化のための活動を、からだすっきり教室と兼ねて実施しました。はり、きゅう、マッサージ施術利用者への助成は、2,560 人を予定しておりまして、60 歳以上で、はり、きゅう、マッサージ又は指圧の施設を利用する方に対して費用の一部を助成しております。利用件数は 8 月末現在において 842 件でございます。続いて、予防接種の促進ですが、10 月からは高齢者インフルエンザワクチンに対する費用の助成で、65 歳以上の方を対象としております。高齢者用肺炎球菌ワクチンですが、平成 27 年度で 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる方で、過去に一度も接種歴のない方を対象としております。ワクチンの開発も進んでおり、国においても予防接種の施策についても大きく変わろうとしているところでございます。今後も国の動向に注視しながら、市民の皆様に予防接種の意義や効果等について周知徹底に努め、安全で有効な予防接種の実施に努めて参りたいと思っております。

17 ページ、介護予防の推進をご覧ください。今までは一次予防と二次予防と分かれていましたが、平成 27 年度からは一般介護予防として一体的に取り組んでいるところでございます。介護予防把握事業ですが、地域の実情に応じて収集した情報の活用によりまして、閉じこもりや何らかの支援を要する方を把握し介護予防につなげて参ります。こちらは基本チェックリストというものを利用しまして実施しています。

続いて、介護予防普及啓発事業でございます。健康教育に 3,000 人、健康相談に 2,000 人の方を対象として、高齢者サロンや地区活動など様々な機会を捉えて実施します。訪問指導は年間 150 人を対象におこなっております。閉じこもり予防・支援事業ということで、ボランティアの資質の向上を図ることを目的として今年度は 28 人の方を対象として実施しております。健康づくり講演会ということで、10 月 17 日の土曜日に実施しました。高齢期を迎えても可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発を図ることを目的にロコモ予防の講演会のほか体力年齢測定等を実施したところでございます。68 名の来場者数があり、参加者からは「わ

かりやすかった。日頃の運動の大切さを知った。」などのご意見をいただきました。今後も様々な人が参加できる教室等を実施して参りたいと考えております。

18 ページ、地域介護予防活動支援事業でございます。介護予防に関するボランティア活動を支援しており、現在、天津小湊介護予防サポーター、江見地区なの花サポーター、長狭地区生活支援・介護予防サポーター、長狭地区健康推進部会、スロトレクラブがでございます。一般介護予防事業評価事業ですが、介護予防事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価し、より効果的な活動を目指します。地域リハビリテーション活動支援事業ですが、リハビリ専門職と連携をとりながら、サロン活動への支援を実施します。今年度は天津小湊地区の一部のサロンをモデル的に支援する予定です。

なお、本年度は第2期となります健康福祉推進計画とデータヘルス計画を策定しております。こちらは健康寿命の延伸と健康格差の縮小を全体の目標とし、生活習慣病の発症予防と重症化の予防、ライフステージに応じた生活習慣及び社会環境の改善を進めて参りますので今後ともよろしく申し上げます。

(事務局 佐久間係長)

福祉課地域ささえあい係の佐久間と申します。19 ページをご覧ください。社会参加と生きがいつくりの促進ということで、老人クラブ活動等事業でございます。現在、鴨川市の老人クラブは4地区、29単位、1,036人の会員がおります。①老人クラブ活動の活性化、②生涯学習機会の充実、③生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進、④多世代交流の促進ということで、老人クラブの活動に対して支援を行っています。現在、スポーツ普及事業といたしまして、ゲートボール場の整備、食生活改善健康づくり料理教室ということで、各地区食生活改善推進委員の協力を得て、料理教室の開催、介護予防教室を毎年11月にかけて3回実施しております。また、環境美化・社会福祉活動として、福祉センターの草刈り、各地区の花壇整備事業を、世代間交流としましては、各小学校や亀田医療大学との交流を行っております。さらに、生涯大学の案内をすることにより、生涯学習の機会の拡充、また、教習所の協力を得て、交通安全教室を実施しております。

シルバー人材センター事業では、就労対策の推進ということで、自らの能力を活かした就労や社会経済活動への参画を希望する高齢者を会員登録し、就労機会を拡大できるよう、センターが円滑に自主運営を行えるよう支援しております。また、会員の増加を図るため、チラシを配布した結果、会員数が少しずつですが増加しております。

続きまして、ささえあいの推進として、安心生活基盤構築事業を実施しております。福祉意識の形成、見守り活動の活性化といたしまして、横断的な相談員の支援や権利擁護の推進など住民生活にかかわる福祉改善の向上のため総合的な事業に取り組んでおります。平成21年度から平成25年度にかけて厚生労働省のモデル事業として、江見地区

において、見守り活動、生活支援、介護予防サポーターの育成事業を実施いたしました。平成 26 年度には、新たに生活基盤構築事業の選択事業として、大山・吉尾地区における生活状況等を把握するため、全戸訪問によるアンケート調査を実施しました。また、生活支援・介護予防サポーターの育成といたしまして、医療・福祉の広域的な連携を図るため、安房 3 市 1 町の連絡会議のセミナー等を開催しております。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者のうち判断能力が低い方に対しまして、権利擁護の推進として、鴨川市社会福祉協議会を事業主体といたしまして、後見支援組織・権利擁護推進センターが平成 27 年 4 月に設立され、権利擁護の普及・啓発を行っております。

続きまして、高齢者福祉サービスの充実でございます。緊急通報体制の整備でございますが、緊急通報システムは、在宅のひとり暮らしの高齢者に対し、緊急通報システムを設置することにより、急病等の緊急事態における日常生活上の不安を解消し、在宅高齢者等の福祉の増進を図ることを目的としております。緊急通報体制等整備事業は、ペンダント型無線発信機を含む家庭用端末機を対象者の自宅に設置する他市内の介護老人福祉施設 2 施設、こちらは、千の風とめぐみの里でございます。これらの施設に受信センターを装置し、保守メンテナンス及びフォローを行っております。利用者は毎年 30 名程度の増員を見込んでおりますが、施設に入所した方や違う介護サービスを利用するなど、実際の利用者は横ばいで推移しております。さらに、地域自立支援事業の整備として、円滑な運営ができるように安否確認といたしまして、市内の老人福祉施設に委託し、310 名程度の利用を見込んでおります。

続きまして地域自立支援事業、高齢者孤立防止事業について、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯に属する高齢者及びこれに準ずる世帯に属する高齢者に対し、定期的に訪問し、高齢者の孤独感の解消や孤独死の防止を図るものでございます。急病、災害等の緊急時に適切に対応し、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り事業を鴨川市社会福祉協議会に委託するものです。現在、対象者を 1,200 名見込んでおり、9 月末で 934 名に実施しており、1 日平均 50 名、不在の場合は再度訪問し、高齢者の緊急時等に対応しております。

続きまして、老人福祉施設事業でございます。こちらは、養護老人ホーム入所時にかかるものでございます。環境上の理由及び経済的理由により居宅における生活が困難な高齢者を対象に養護老人ホームに入所させる事業です。9 月現在、市内外の養護老人ホーム 4 箇所にて 58 名が入所されております。当初、56 名の入所を見込んでおりましたが、高齢者の増加に伴い入所者も増加しております。

続きまして、高齢者保護ショートステイ事業でございます。こちらは、高齢者緊急一時保護事業といたしまして、家族等からの虐待を受けた又は災害等により在宅での生活が困難となった高齢者を特別養護老人ホーム等において一時的に保護することを目的としております。27 年度の現在の利用者はおりません。以上で、説明を終わります。

(事務局 平川主査)

福祉総合相談センターの平川です。私からは、地域包括支援センター事業ということで、資料 1－2 をご覧下さい。地域包括支援センター事業の関係資料は、1 ページから 24 ページにかけて、4 月から 9 月までの実績をまとめてあります。関係資料が多いため、今年度に重点的に取り組む事業についてのみの説明とさせていただきます。

10 ページをご覧下さい。地域ケア推進会議推進事業でございます。高齢者に対する支援の充実を図るため、地域福祉関係者及び専門職との顔の見える関係作りを目的に、本年 7 月 5 日に民生地区会議の場を借りて、鴨川地区・長狭地区・江見地区・天津小湊地区の 4 地区で地域ケア会議を開催しました。参加者は、民生児童委員・地区社会福祉協議会・生活支援介護予防ボランティア・ケアマネ等、4 地区で合計 143 名の参加がありました。会議の内容は、今年度が初回ということで、顔合わせや活動内容を報告していただきました。会議の中で出た課題について、一部掲載してありますが、内容としては、地区活動の減少や地区との関わりを持たない人の増加、地区自治会への加入率の低下、後継者不足などの意見がありました。専門職からは、地域に出向いているが、地域活動がわからない、地区サロンや地区社協の状況がよくわからないといった意見がありました。会議で意見交換をすることにより、次回はサロンなどに参加したいといった意見がありました。この地域ケア会議も単発ではなく、回数を重ねて地域の課題の解決や、関係機関との連携を図っていきたいと思います。2 回目は、来年 2 月に開催を予定しております。

12 ページをご覧下さい。高齢者等配食サービス事業でございます。この事業は、今年度から福祉総合相談センターに移管された事業でございます。移管に伴い、福祉総合相談センターに栄養士を配置し、食の自立に向けたアセスメントやケアプラン作成のために、現在取り組んでおります。配食サービスは、民間事業者の参入者が多くなり、利用者は減少しております。利用者や介護事業者に聞き取り調査を行った結果、市の配食サービスへの希望として、見守り支援や土日の対応、治療食として糖尿病食や腎臓病食などを取り入れて欲しいという意見があり、今後、こうした要望を取り入れていけるよう現在検討しております。

22 ページをご覧下さい。在宅医療・介護連携推進事業でございます。こちらの事業は、在宅医療と介護職との連携を目的に実施しております。今年度は、千葉県在宅医療連携拠点事業を活用して実施しており、具体的には、昨年度から定期的に行っている医療連携会議として、市内の薬剤師・医師・ケアマネに加え、亀田医療大学の協力を得て地域医療や介護の課題について話し合いをしております。今年度は薬剤師をテーマに、10 月 18 日に亀田医療大学を会場に薬剤師との連携を議題として、医師・薬剤師・ケアマネや行政など 70 名が出席し研修会を開催しました。日頃、薬剤師とは連携が取りにくいいため、お互いの活動状況や薬剤師との連携が図りやすいようにグループワークに取り組んでいるところでございます。

また、配布資料の中に、鴨川くすり連絡簿というパンフレットがございますが、こちらは、市内の医師や薬剤師の協力を得て作成しました。薬は身近な医療でございますが、高齢者には管理が難しいところもあり、こうしたパンフレットを作成し、薬に関する知識を周知していきたいと考えております。また、パンフレットの内容をよりわかりやすくするために、DVDの作成に取りかかっており、来年1月の完成を予定しております。完成後は、専門職が地域に出向いてサロン等での啓発を考えております。

次に、お知らせとして地域連携セミナーについてご案内します。このセミナーは、安房広域での連携を構築するために安房3市1町の安房地域包括ケア連絡会が、去年は鴨川市で開催していたものですが、今年度は館山市で開催します。こうした事業を通じて安房地域でのネットワークの構築に取り組んでいます。

24 ページをご覧ください。介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの居宅介護事業所への委託についてですが、相談センターから新規に2事業所にケアプラン作成を委託しましたのでご報告します。以上で、説明を終わります。

(事務局 影山主査)

福祉総合相談センターの影山です。介護人材確保について説明いたします。

資料の 25 ページをご覧ください。介護人材確保の取組としまして、今年度は介護人材確保育成事業を実施しております。本事業は介護分野における、人材確保及び育成による介護サービス提供体制の充実を図り、市内における雇用促進及び定着を図ることを目的としておりますことから、対象者をパートタイマー労働者に限定し、働きながら正規雇用につなげる内容となっております。具体的な内容としましては、県の指定機関が実施する介護職員初任者研修、市内では、亀田総合病院とヤックスデイサービスセンター等で実施しており、研修の受講者1人当たり10万円を上限に受講料を助成する内容となっております。資料25ページの実績によりますと、市内26事業所の内11事業所から申請があり、延べ19名が受講し、今後、各事業所において継続雇用が期待できるものと思われませんが、市内で受講できる機関が少ないといった意見もあることから、受講機会の拡大や、対象枠の見直しなどを検討しながら、より一層の人材育成を図っていければと考えております。以上で、説明を終わります。

(榎本議長)

これまでの説明で何か質問、意見等がございますか。

(服部委員)

夏の地区座談会において、健診の受診率の低下についてどうするのかといった意見があったが、受診しなかった人は、いい医者がいっぱいいるのだから、体調が悪くなったら医者にかかればよいといった具合で、本当は、受診することで早期に発見することが

望ましいが、健康推進課として受診率向上の対策を考えてほしいと思います。

以前、ラジオ体操部会を作ってはどうかと提案したら、小湊地区で 50 人位が参加しているそうで、他の地区にも広めていきたいと思います。荒川区では、13 年前から実施していて、歩けない人が歩けるようになってきたとか、元気な人が増えてきたらしく、都内では荒川区だけ介護保険料が下がりました。そういった事例があるので、サロン等で広めていきたいです。ふれあいセンターでスロトレなど指導者を招いて活動を行っているが、参加者のほとんどが女性で、男性は 1 人か 2 人しかいません。どの地区でも同じ傾向です。都会では、仕事の帰りにジムによって体を動かしてシャワーを浴びて帰るなんてことができるが、田舎では難しいです。神奈川県の大和市では、公園や休校となった学校の校庭に大人が使用できる器具を設置しており、ケガもなく利用していると聞いたので、視察に行きたいと思います。

(榎本議長)

服部委員より、健診と介護予防についての意見がありましたが、他にございますでしょうか。

(島津委員)

資料 1－1 の 1 ページの要介護・要支援認定者数の推移の中で、これは全てが認知症に関連する人なのでしょうか。

(事務局 長幡係長)

資料 1－1 の 2 ページをご覧ください。先程説明しましたが、こちらに平成 26 年度末の認知症者数の一覧表を記載しております。26 年度末の認定者数は 2,279 名となっております。その内、認知症の症状があるとされる人は、この表でⅡ a 以上の人で、26 年度末で 1,167 名に何らかの認知症の症状を有しているとされております。

(島津委員)

6 月から 7 月にふれあいセンターにおいて総合健診が行われたが、老人クラブの会員の中にも受診しない人が多く、理由は、健康だからとか具合が悪くなったら病院に行けばいいと思っている人がいて、いざ病院へ行ったらがんで手遅れだったという人もいます。

鴨川市内には、たくさん病院があるのでそういった考え方になるのかなと思います。先程の今年度の受診率について説明がありましたが、対前年度比で高いのか低いのかといった数字を示していただければ、老人会として受診率の向上に何か協力できると思います。

(事務局 牛村課長)

まず、服部委員の意見についてですが、ラジオ体操など身近なところで実施できる環境づくりに取り組んで参りたいと思います。健康づくりに積極的に取り組んでいる自治体では健診の受診率が高く、また、介護認定者数や介護保険料、介護保険給付あるいは、医療給付が低く抑えられていることは数字でも示されており、そうした先進地を手本として、健康づくりに取り組んで参りたいと考えております。

課題としては、個々の健診への意識と健康づくりへの意識をどう高めて行くのか、先程の説明でもありましたが、これまでは、内臓脂肪に特化して生活習慣病を予防していくことを主としていたが、これからは、体の動く機能の体力年齢と実際の年齢との差を見ながら、自分の健康状態が今どの位なのかを身近なところで測定できる環境をつくりながら、生活習慣病の予防と併せて取り組んで行くことが大事であると思います。

10 月に江見地区において、ロコモ予防の体力測定を実施いたしました。こうした活動を、まずは地区の推進員などの代表の方に体験してもらい、こうした方々を通じて各地区住民へ普及させて、健康意識、介護予防の喚起もしていきたいです。

また、こうした活動や地区活動にも参加せず、自宅に引きこもっている高齢者もおりますので、こうした方にも、健康づくりに限らず、社会生活に参加できるよう取り組んで参りたいと考えております。

(島津委員)

昨年と比べて受診人数はどうなっているのでしょうか。

(事務局 牛村課長)

循環器系の特定検診の状況になりますが、過去 3 年間で平成 24 年度が 28.4%、平成 25 年度で 27.3%、平成 26 年度は暫定値ですが 26.7%でございます。この数字が高いのか低いのかといいますと、近隣の自治体では 3 割を超えている自治体もあるので、今後、受診率を高めていきたいと思います。

(榎本議長)

鴨川市は病院が多いため、通院している人はたくさんいるけど、健診を受けている人は少ないと言えるでしょう。

(服部委員)

今年も、健診を受けたが胃のレントゲンで体位を変える動作が昨年より倍以上に増えた気がするが、あれでは、高齢者は嫌になってしまいます。

(事務局 山口主査)

今の話は、バリウムの検査になりますが、バリウム検査では、レントゲンを最低8枚は撮ります。これは、食道がんまで検査をするためで、そのため、1人当たりの時間や体位を変える動作が増えることになっていきますが、より精密に検査するためには必要ですので、ご理解いただきたいと思います。早期に食道がんを発見できた事例もあるので、胃だけでなく食道も検査するためには必要なのでご理解いただきたいと思います。

(黒野委員)

子宮頸がんワクチンについて、鴨川市は、どのような対応をしているのでしょうか。

(事務局 山口主査)

ワクチン接種後に痛みがとれないといった報道等があることは、承知しているが、ワクチン接種によるものなのか因果関係がはっきりしていないです。

(黒野委員)

鴨川市において、副作用等に関する報告はあがっているのでしょうか。

(事務局 山口主査)

鴨川市では副作用等の報告はありません。現状は、国は接種を積極的に推奨はしていないが、接種をすることはできます。鴨川市としては、国の対応をふまえ、接種について積極的に干渉はしていません。

(黒野委員)

事業として、子宮がんの検診は実施するのでしょうか。

(事務局 山口主査)

子宮頸がんワクチンを接種すれば、がんにならないというのではなく、併せて、検診も受けるのが当初の趣旨でした。しかし、今はワクチン接種を積極的に推奨できないため、子宮がん検診のPRに努めています。現在、ウイルスを原因とする子宮頸がんに罹る人が若年化しています。検診の結果、精密検査が必要な人に対し保健師が訪問しているが、20代、30代の人々が、かなり進行した段階で精密検査をする場合が多くなっています。

(黒野委員)

今は、乳がんに関心が集まっていると思います。

(事務局 山口主査)

テレビの影響で、乳がん注目が集まっているが、本来は、婦人科検診として、乳がんや子宮がん等の検診を受けてもらうのが理想なので、こうしたことをきっかけに、婦人科検診を受診してもらえればありがたいし、市としても、積極的に検診をPRしていきたいと思います。

(川名委員)

ケアマネ協議会会長の川名と申します。よろしくお願いします。高齢者福祉サービスの緊急通報システムについてですが、設置をしても、実際に使用するに至っていないのが現状です。また、ボタンを押しても高齢者の希望に沿うような形になっていません。緊急通報のボタンを押すと近所の契約した施設に繋がり、施設の職員が来てくれる仕組みですが、夜間の場合、近所の人に迷惑がかかるのではないかと、使用を躊躇したり、近所に頼れる人がいない、知らない人に来てもらったりという声があります。ケアマネとしては、夜間であれば安否確認にもなるので、利用してもらいたいと思います。先程の説明の中で、通報システムの利用が伸びていかないとあったが、使い勝手について、見直していただけないでしょうか。

(事務局 長谷川課長)

緊急通報システムは、昨年 20 件増えて全体で 220 件位となっています。使い勝手については、利用件数はわからないが、鍵を貸すことや、近所に頼れる人がいないと言った理由で申請をしない人がいるかもしれません。このシステムの良いところとして、人によって間隔は様々ですが、3 日おきや 1 週間おきに施設から安否確認の連絡がいき、確認がとれなければ、施設の職員や近所の人に連絡して様子を見てもらうこと。急病などで自分では通報できない場合、連絡がとれなければ施設の職員や近所の人の確認のため訪問するといったこともあり、安全の担保となります。そういったことも含めて、説明していただきたいと思います。

(川名委員)

利用者は、具合が悪くなった時にすぐに連絡がとれたり、誰かがすぐ来てくれたりすることを期待するので、今後、使い勝手について考慮していただきたいです。安否確認について、社会福祉協議会に委託して 1,200 人の利用を見込んでいるが、社会福祉協議会がおこなう安否確認を、介護のケアプランのなかに盛り込めば、例えば、週 1 回社会福祉協議会が安否確認を行うことになれば、それまでヘルパーが行っていた安否確認の回数を減らすことができ、介護保険にかかるお金を減らすことができるのではないのでしょうか。ケアマネは、そういったセンスがなければ、介護保険はいくらあっても足りないでしょう。

関係機関と連携できる仕組みがあれば、制度を有効に活用でき、市民の安否確認にもなります。認知症で一人暮らしの人がたくさんいると思うが、こうした人達が、安心して鴨川市で暮らしていくためには、郵便局等がおこなう安否確認を、うまくプランに組み込んでいけば違ってくると思います。今後、いろいろな機関と連携がとれるよう努力していきたいと思います。

(榎本議長)

民生委員をしておりますが、訪問活動が必要な方は、社会福祉協議会とも協力していますが、民生委員としても独自にしております。見守りが必要と思われる方には、担当に組み込んで定期的に訪問しているが、月に1回とか週に1回と間隔が空いてしまいます。中には、毎日見守りが必要と思われる方もいるがうまく対応できません。他の機関も含めて、誰がいつ行ったかがわかれば、効率よく安否確認が行えると思います。

(奈良委員)

天津地区社会福祉協議会では、担当する人が全員独居で、週1回とか月1回とか訪問していますが、当日は元気でも翌々日に亡くなっていることがありました。独居の方は、連絡簿を作成しても中々連絡をしてきません。

緊急通報システムについてですが、過去に急病で近所の人に連絡し救急搬送してもらった事があるが、その際、携帯電話を使用していました。今は、携帯電話に近所の人番号がすぐに出てくるように登録してあるという人もいますので、緊急に使用する場合は、携帯電話の方が馴染んでいます。

(事務局 牛村課長)

川名委員のお話にありました、安否確認についてケアプランに反映していくこと、また、奈良委員からもお話がありましたように、独居の方を地域で支えていくことについて、地域の実情により関わり方や活動のしかたは変わってきます。そのため、先程、平川主査の説明の中でもございました、資料1-2の10ページで、地域包括支援センターの事業で、今年度からの地域ケア会議を開催しました。この会議は、専門職の顔の見える連携を構築するために、民生委員の会長である榎本議長の協力を得て、年2回は各地区の民生委員の会議の場に専門職の方も出席することにより、課題解決に向けて話し合いをしています。こうした話し合いの場を生かして、意思疎通を図っていききたいと考えています。

(事務局 長谷川課長)

見守りについてですが、先程の話で10月より有料で郵便局が見守りサービスを開始いたしました。定期的に訪問し、離れて暮らす子ども等に報告するものです。それとは

別に、無償のボランティアで市内の銀行や企業が仕事で訪問する先の見守りを行う協定により、仕事で訪れた先で、新聞がたまっていないか、異常があれば市に通報する仕組みとなっております。これまで、11 社と協定を締結し、今後、数を増やしていきたいと考えております。

(榎本議長)

ほかに何かございますか。ないようであれば、事務局から説明のありました議件についてご承認いただけますでしょうか。

【承認】

(榎本議長)

続きまして、地域密着型サービス事業所の指定更新について、事務局より説明願います。

(事務局 長幡係長)

資料2をご覧ください。地域密着型サービス事業所の指定更新ということで、今回は、1 件の指定更新の報告と、もう 1 件、新しく小規模デイサービスが開設されるというお知らせでございます。1 ページをご覧ください。平成 27 年 8 月 19 日に、株式会社エクセルシオール・ジャパンより、指定更新の申請書の提出がありました。事業所は、古畑にございますグループホームいきいきの家鴨川でございます。

2 ページをご覧ください。今回、更新いたしましたのが、表の 1 番グループホームいきいきの家鴨川でございます。更新指定日が、平成 27 年 10 月 1 日で満了が平成 33 年 9 月 30 日までの期間となります。これにより、現在、市内の地域密着型施設につきましては、グループホームが 4 カ所、地域密着型の特別養護老人ホームが 1 カ所、認知症対応が 1 カ所、複合型サービスが 1 カ所の計 7 カ所となっております。

続きまして、市外で地域密着型サービスを利用されている方は、南房総市の施設に 2 名、いすみ市の施設に 1 名それぞれ入所しておりまして、市外で 2 カ所が指定を受けております。

3 ページ以降はお知らせになりますが、小規模デイサービス、10 名程度の小規模なデイサービスが平成 28 年 1 月に開設予定になります。こちらは、株式会社エフ&エフ、さくらさんのグループが運営主体でございます。今までは、ケアマネ業務やヘルパー業務を行っていましたが、3 年程前からサロン活動もおこなっておりまして、今回、サロン活動を前進させ、デイとして比較的軽度な方を対象に 10 名程度の方が利用するということが開設予定となっております。以上でございます。

(榎本議長)

ただいまの説明につきまして、何かご意見等ございますか。ないようであれば、ご理解いただけたものといたします。以上で、本日の議件についての審議を終了いたします。ありがとうございました。

(事務局 角田補佐)

長時間のご審議お疲れ様でした。以上をもちまして、平成 27 年度第 1 回鴨川市介護保険運営協議会を終了いたします。

以 上

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第 7 条第 3 項の規定により、議事録の内容について確認し署名します。

平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日

委 員 黒野 秀樹